

社会福祉法人笑楽福祉会
役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人笑楽福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、毎会計年度末の決済承認に係る評議員会及び理事会の決議により、毎事業年度末に算出される純利益から事業計画追行資積立金等を差し引いた、運営に支障のない金額の範囲で次のとおり報酬等を支給することができるものとする。

- (1) 理事長 報酬 (30万円/月)
- (2) 理事・監事 報酬 (1万円/出席)
- (3) 評議員 報酬 (1万円/出席)
- (4) 評議員選任・解任委員報酬 (1万円/出席)

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 4 この法人の常勤理事の報酬月額、賞与は、別表1に定める額とする。
- 5 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 6 非常勤役員に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第6条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)は毎月末に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は令和 1 年 3 月 15 日日から施行する。

別表1（常勤理事の報酬等）

（1）月額報酬

役職名	月 額
常勤理事（非職員）	現在設置予定なし
理事長報酬	30万/月

（2）賞与

役員賞与	なし
------	----

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）理事

	日 額
理事会等会議への出席	1万円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	経費相当額

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

（2）監事

	日 額
監事監査等への出席	1万円
理事会、評議員会等会議への出席	1万円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	経費相当額

（3）評議員

	日 額
評議員会への出席	1万円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	経費相当額

（4）評議員選任・解任委員

	日 額
評議員会への出席	1万円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	経費相当額